



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年10月21日

長野県知事 阿部守一

### 長野県規則第50号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6 条例別表第1の6の項の事務の項の次に次のように加える。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 7 条例別表第1の7の項の事務 | (1) 長野県特定疾病医療費助成事業実施要綱（平成26年12月24日付け26保疾第887号健康福祉部長通知）の規定に基づく支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>(2) 長野県特定疾病医療費助成事業実施要綱の規定に基づく支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>(3) 長野県特定疾病医療費助成事業取扱要領（平成26年12月24日付け26保疾第1056号健康福祉部長通知）の規定に基づく申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務   |
| 8 条例別表第1の8の項の事務 | (1) 遷延性意識障害者医療費給付実施要綱（平成27年11月11日付け27保疾第723号健康福祉部長通知）の規定に基づく遷延性意識障害者医療費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>(2) 遷延性意識障害者医療費給付事務処理要領（平成27年11月11日付け27保疾第724号健康福祉部保健・疾病対策課長通知）の規定に基づく遷延性意識障害者医療費受給者証の記載事項等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>(3) 遷延性意識障害者医療費給付事務処理要領の規定に基づく一部負担月額限度額の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
| 9 条例別表第1の9の項の事務 | (1) ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（平成25年12月13日付け25健長第854号健康福祉部長通知）の規定に基づくウイルス肝炎医療費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>(2) ウイルス肝炎医療費給付事務処理要領（平成16年4月1日付け15保予第1061号衛生部長事務取扱副知事通知）の規定に基づくウイルス肝炎医療費受給者証の記載事項等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>(3) ウイルス肝炎医療費給付実施要綱の規定に基づくウイルス肝炎医療費の給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務                 |

別表第2の7 条例別表第1の7の項の事務の項中「7 条例別表第1の7の項」を「10 条例別表第1の10の項」に改め、同表の8 条例別表第1の8の項の事務の項中「8 条例別表第1の8の項」を「11 条例別表第1の11の項」に改め、同表の9 条例別表第1の9の項の事務の項中「9 条例別表第1の9の項」を「12 条例別表第1の12の項」に改め、同表の10 条例別表第1の10の項の事務の項中「10 条例別表第1の10の項」を「13 条例別表第1の13の項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健・疾病対策課  
感染症対策課